

**「令和5年度 商取引・サービス環境の適正化に係る事業
（水上設置遊具の安全に関する調査等）」**

調査報告書

令和6年 3月

株式会社矢野経済研究所



目次

1. 調査概要	3
1.1 調査全体像	4
1.2 調査内容	8
2. 調査結果	16
2.1 調査結果サマリー	17
2.2 調査結果（1）フォローアップの実施	18
2.3 調査結果（2）事例収集、周知資料の作成	21
2.4 調査結果（3）ガイドラインの改善策の検討	24



1.調査概要

1.1 調査全体像

【調査目的】

本調査は、水上設置遊具の安全対策を図るため、令和2年に策定した「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」について、水上設置遊具を運営・設置している事業者の取組状況を把握したうえで、ガイドラインの内容や周知方法等について必要に応じて改善を図ることを目的として、以下を実施した。

- (1) フォローアップの実施（水上設置遊具を運営・設置している事業者に対するガイドラインへの取組状況調査）
- (2) 事例収集、周知資料の作成
- (3) ガイドラインの改善策の検討

1.1 調査全体像

【調査内容】

前頁に記載の（１）～（３）それぞれの実施概要は以下となる。

（１）フォローアップの実施（水上設置遊具を運営・設置している事業者に対するガイドラインへの取組状況調査）

水上設置遊具を運営・設置している事業者（25者）に対し、ガイドラインを踏まえた取組状況等についてヒアリング調査を実施し、以下について整理するとともに、有益な取組については詳細な内容を取りまとめる。

- ①ガイドラインに記載の安全点検チェックリストに沿った取組が実施されているかの評価
- ②各事業者が取組を実施する上での課題の分類、改善策につながる手がかりの特定
- ③ガイドラインに反映すべき課題・改善策の選定

（２）事例収集、周知資料の作成

- ① 水上設置遊具を運営・設置している事業者（25者）に対し、運営上のヒヤリハット事例、安全に関する取組の好事例についてヒアリング調査を実施する。
- ② ①で得られた情報を踏まえ、ガイドラインに関する課題を抽出し分析する。
- ③ ガイドラインの要点をまとめた、視認性の高い周知資料を作成する。

1.1 調査全体像

【調査内容】

(3) ガイドラインの改善策の検討

(1) と (2) の調査結果をもとにガイドラインの改善策について検討する。

①ガイドラインの内容に関する過不足の抽出・整理

②ガイドラインの改善策について、以下を検討

- ・ガイドライン修正の必要性
- ・ガイドラインを修正しない場合もガイドラインの内容を理解しやすい説明資料等の内容
- ・運営・設置事業者に対しガイドラインの周知徹底を図るための方法

1.1 調査全体像

【調査実施方法】

前頁までに記載の（１）～（３）の内容について、具体的には以下２つの方法により実施した。

調査実施方法 i 水上遊具の運営・提供事業者に対するヒアリング調査（25者）

調査実施方法 ii 有識者や事業者、業界団体等で構成する検討会（2回）

実施内容	実施項目	調査・分析及び検討方法
（１）フォローアップ（水上設置遊具運営・設置している事業者に対するガイドラインへの取組状況調査）	①ガイドラインに記載の安全点検チェックリストに沿った取組が実施されているかの評価	・運営事業者に対するヒアリング
	②各事業者が取組を実施する上での課題の分類、改善策につながる手がかりの特定	・運営事業者に対するヒアリングを踏まえ分析
	③ガイドラインに反映すべき課題・改善策の選定	・運営事業者に対する調査内容を踏まえ、有識者による検討会を実施し検討
（２）事例収集、周知資料の作成	①運営上の事故等・ヒヤリハット事例の収集	・運営事業者に対するヒアリング
	②安全な運営に関する取組みの好事例の収集	・運営事業者に対するヒアリング
	③ ①と②で得られた情報を踏まえ、ガイドラインに関する課題を抽出・分析、ガイドライン改善への対応検討	・運営事業者に対する調査内容を踏まえ、有識者による検討会を実施し検討
	④ガイドラインの要点をまとめるとともに①～③までの事例も整理した、見やすい周知資料の作成	・運営事業者に対する調査内容を踏まえ、有識者による検討会を実施し検討
（３）ガイドラインの改善策検討	①ガイドラインの内容に関する過不足の抽出・整理	・運営事業者に対するヒアリングを踏まえ整理
	②ガイドラインの改善策について以下を検討 ・ガイドライン修正の必要性 （ガイドラインを修正しない場合） ガイドラインの内容を理解しやすい説明資料の内容 ・運営・設置事業者に対しガイドラインの周知徹底を図るための方法	・運営事業者に対する調査内容を踏まえ、有識者による検討会を実施し検討

1.2 調査内容

1.2.1 調査実施方法 i 水上遊具の運営・提供事業者に対するヒアリング調査

【調査対象】

＜運営事業者（22者）＞

- 海上に遊具を設置している運営事業者（沖縄県内 7 者、沖縄県外10者）
- プールに遊具を設置している運営事業者（5者）

＜提供事業者（3者）＞

- 水上設置遊具を提供している事業者（3者）

【調査期間】

- 令和5年12月12日～令和6年3月4日

【調査方法】

- 現地への訪問による対面ヒアリング及びオンライン会議によるヒアリング

1.2 調査内容

1.2.1 調査実施方法 i 水上遊具の運営・提供事業者に対するヒアリング調査

【調査内容】

- 本事業で実施する検討の基礎資料とするため、水上設置遊具の**運営事業者**（22者）に対し、「ガイドラインを踏まえた取組状況等」についてヒアリング調査を実施した。
- 運営事業者に対するヒアリング調査の内容と目的は下表の通りである。

＜運営事業者に対するヒアリング内容とその目的＞

ヒアリング調査の内容	ヒアリング調査の目的
1. 運営施設の情報	・施設種別および施設の環境や条件によるガイドライン活用状況の違いを把握するため
2. ガイドラインの内容に関する事業者内の周知状況	・ガイドラインの内容が各施設で共有されているかを把握するため
3. ガイドラインの記載内容に関する取組状況	・ガイドラインの内容について、項目による取組状況の違いを把握するため ・ガイドラインの記載内容を踏まえた取組の好事例を調査するため
4. ガイドラインの内容以外の独自の取組	・ガイドラインの内容修正の検討材料とするため ・ガイドラインの記載内容を踏まえたとは言えないものの、好事例と見られる取組みを把握するため
5. ガイドラインの内容に関する意見	・ガイドラインの内容修正の検討材料とするため

1.2 調査内容

1.2.1 調査実施方法 i 水上遊具の運営・提供事業者に対するヒアリング調査

【調査項目】

＜運営事業者に対するヒアリング調査内容と調査項目＞

調査内容	調査項目	備考
1. 運営施設の情報	■施設種別	海水浴場orプール
	■施設の特徴	開設時期、設置している場所の広さ等
	■設置遊具の種類	エア遊具タイプorフロートタイプ、遊具の大きさ等
2. ガイドラインの認知・周知状況	■ガイドラインの認知	・ガイドラインの存在を知っていたか、知っていた場合の情報提供元や認知した時期等
	■周知活動の有無	・有りの場合→対象者、周知方法
3. ガイドラインの記載内容に関する取組状況	■遊具購入先	・どのような事業者から遊具を購入しているか ・遊具提供事業者から取扱いマニュアル等の提供の有無、有りの場合はその内容
	■遊具設置方法	・遊具提供事業者からの設置方法の説明の有無 ・設置方法、設置体制、設置にかかる日数等
	■情報共有に関する取組	・事故・トラブル発生時の社内関係者間、および遊具設置事業者、消費者庁・経済産業省等との共有
	■運営、安全管理体制	・安全管理マニュアルやチェックリスト作成の有無、有りの場合はその内容 ・運営、安全管理の人員とその役割 （責任者の配置、死角が生じない安全管理スタッフの配置、安全確保に必要な運営スタッフの配置） ・ガイドラインで必要とする備品の活用 ・安全点検の実施の有無、その際のチェックリストの活用 ・設置遊具利用の制限人数を超過しないようコントロールするなど運営中の安全管理
	■有事に備えた連絡体制	・事故・トラブル発生時の社内関係者間、自治体、関係団体、消費者庁・経済産業省等との共有
	■悪天候時等の対応	・天候等の状況に応じた運営の中断や中止の基準設定 ・天候等の状況に応じた遊具撤収の基準設定
	■利用者への情報提供・注意喚起	・利用者に対し、設置遊具の適切な遊び方に関する適切な情報提供実施 ・利用者向けに設定している禁止事項や注意事項、ルールとはしていないが、留意すべきこととして伝えている事項
	■事故等の発生経験	・発生経験の有無 有りの場合→その状況（天候、時間帯、年齢、遊具の種類、遊び方 等）、発生原因、対応
	■ヒヤリハットの経験	・発生経験の有無 有りの場合→その状況（天候、時間帯、年齢、遊具の種類、遊び方 等）、発生原因、対策
4. ガイドラインの内容以外の独自の取組	■ガイドラインの内容とは別の取組の有無	・有りの場合→取組の背景（施設の状況や、事故発生経験等）、具体的な取組内容
5. ガイドラインの内容に関する意見	■ガイドラインの内容に関する意見	・ガイドラインの内容で分かりにくい点、実際の運営との相違点等
	■ガイドラインの内容に関する要望	・ガイドラインに加えるべきと考える内容等

1.2 調査内容

1.2.1 調査実施方法 i 水上遊具の運営・提供事業者に対するヒアリング調査

【調査内容】

- 本事業で実施する検討の基礎資料とするため、水上設置遊具の**提供事業者**（3者）に対し、「ガイドラインを踏まえた取組状況等」についてヒアリング調査を実施した。
- 提供事業者に対するヒアリング調査の内容と目的は下表の通りである。

＜提供事業者に対するヒアリング内容とその目的＞

ヒアリング調査の内容	ヒアリング調査の目的
1. 事業概要	・提供している遊具のタイプや大きさ、提供先施設（運営事業者）の概況を把握するため
2. ガイドラインの記載内容に関する取組状況	・提供先に対してマニュアル等の提供、設置方法の説明等を実施しているかを把握するため
3. ガイドラインの内容に関する意見	・ガイドラインの内容修正の検討材料とするため
4. ガイドラインの周知方法に関する意見	・ガイドラインの周知方法改善の検討材料とするため

1.2 調査内容

1.2.1 調査実施方法 i 水上遊具の運営・提供事業者に対するヒアリング調査

【調査項目】

<提供事業者に対するヒアリング調査内容と調査項目>

調査内容	調査項目	備考
1. 事業概要	■ 提供先の施設種別	海水浴場orプール
	■ 設置遊具の種類	エア遊具タイプorフロートタイプ、遊具の大きさ等
2. ガイドラインの認知・周知状況	■ ガイドラインの認知	・ガイドラインの存在を知っていたか、知っていた場合の情報提供元や認知した時期等
	■ 周知活動の有無	・有りの場合→対象者、周知方法
3. ガイドラインの記載内容に関する取組状況	■ 提供先へのマニュアル等の提供	・提供先（遊具運営事業者）への取扱いマニュアル等の提供の有無、有りの場合はその内容
	■ 遊具設置方法	・遊具提供事業者からの設置方法の説明の有無
	■ 取り扱い上の注意	・提供先に対して、特に遊具の取扱いの上で注意すべき点として伝えていること
4. ガイドラインの内容に関する意見	■ ガイドラインの内容に関する意見	・ガイドラインの内容で分かりにくい点、実態に即していないと感じる点等
	■ ガイドラインの内容に関する要望	・ガイドラインに加えるべきと考える内容等

1.2 調査内容

1.2.2 調査実施方法 ii 有識者や事業者、業界団体等で構成する検討会

【議事内容・実施時期】

➤ 検討会は、個別開催の第1回、全体開催の第2回の計2回実施した。各回の内容は下表の通り。

	実施時期	議事内容
第1回検討会 (個別開催)	令和6年2月27日(栗橋委員)	運営事業者に対するヒアリング調査結果を踏まえ、以下の項目について検討 ・ガイドラインの修正の必要性及び修正箇所 ・「ガイドラインの内容を分かり易く説明した資料」に記載すべき事項 ・ガイドラインの周知方法の改善
	令和6年2月27日(唯根委員)	
	令和6年2月27日(稲村委員)	
	令和6年2月29日(加藤委員)	
	令和6年2月29日(西田委員)	
	令和6年3月4日(仲委員)	
第2回検討会 (全体開催)	令和6年3月12日 13:30～15:30	第1回検討会での各委員の意見の内容を踏まえ、以下の項目について検討 ・ガイドラインの修正の必要性及び修正箇所 ・「補足資料(ガイドラインの内容を分かり易く説明した資料)案」の内容 ・「周知資料(ガイドラインの要点をまとめた視認性の高い資料)案」の内容 ・ガイドラインの周知方法の改善

【実施方法】

- オンライン会議

1.2 調査内容

1.2.2 調査実施方法 ii 有識者や事業者、業界団体等で構成する検討会

【検討会委員】

- 構成員名簿（五十音順・敬称略）
 - 一般社団法人 熱海市観光協会 事務局長 稲村 誠
 - 株式会社 B r a v o 代表取締役社長 加藤 政昭
 - 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会 代表理事 栗橋 寿
 - 東洋大学 福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科 教授 仲 綾子
 - 東京工業大学 工学院機械系エンジニアリングデザインコース／機械コース 教授 西田 佳史
 - 特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会 理事長 北條 龍治
 - 特定非営利活動法人消費者機構日本 理事 唯根 妙子

1.2 調査内容

1.2.2 調査実施方法 ii 有識者や事業者、業界団体等で構成する検討会

【議事内容】

<第1回>

項目	議題
1. ガイドラインの立てつけについて	・ ガイドライン改訂、FAQ等による対応の方向性 ・ ガイドラインにおける文章表現の修正の必要性
2. ガイドラインの内容に関する意見	・ 事業者へのヒアリングを踏まえた追加事項に関する追加の必要性、対応方法 ・ 事業者へのヒアリングを踏まえた変更事項に関する変更の必要性、対応方法 ・ その他、好事例等の紹介の必要性、対応方法
3. ガイドラインの周知について	・ 周知拡大に向けた周知方法の改善策

<第2回>

項目	議題
1. 文章表現の修正について	・ ガイドラインにおける文章表現の修正の必要性、具体箇所
2. ガイドラインの内容に関する意見	・ 追加事項に関する記載内容 ・ 変更事項に関する記載内容 ・ その他、好事例等の記載内容
3. ガイドラインの周知について	・ 周知拡大に向けた周知方法の改善策
4. 周知資料について	・ 周知資料の記載内容



2.調査結果

2.1 調査結果サマリー

(1) フォローアップの実施（水上設置遊具の運営・提供事業者の取組状況調査）

ヒアリングから示唆されたガイドラインの改善策	「～望ましい」の表記の変更（より強制力のある言葉への変更）	提供事業者から取扱いマニュアル等の提供がない場合の運営事業者の対応	設置場所別の設置例紹介	周知方法の改善（ガイドラインの更なる周知、事業開始前にガイドラインを知らせる方法）
ガイドライン改善の方向性	「～望ましい」の表記は一律の変更ではなく各箇所検討する必要がある。今回は変更しないが、今後検討すべき事項。	ガイドライン上では変更は行わないが、補足資料にて、マニュアル等がない場合の対応を記載し、安全な運営を促す。	補足資料にて、事前に提供事業者と設置場所を検討したうえで、適切な方法で設置するよう記載する。	提供事業者からの周知等、ガイドラインの周知徹底を図る。

(2) 事例収集、周知資料の作成

事故等・ヒヤリハット事例	フジツボによる切り傷、脱臼、危険行為による骨折、クラゲ等の水生生物によるケガ等、乗り物酔い
好事例	フジツボの除去・清掃、準備運動促進、遊具の熱冷まし（火傷防止）、熱中症対策

〈周知資料〉



(3) ガイドラインの改善策の検討

ガイドライン修正	今回は修正は行わない。「～望ましい」の表記については各箇所を確認する必要がある、今後の検討事項とする。
補足資料作成	Q&Aや好事例を記載した、ガイドラインの内容を理解しやすくするための説明資料（補足資料）を作成した。
周知方法改善	提供事業者から運営事業者への周知、周知資料を活用した利用者も含めた広範囲への周知を図る。

反映

2.2 調査結果（１）フォローアップの実施

2.2.1 ガイドラインに記載の安全点検チェックリストに沿った取組みが実施されているかの評価

【調査内容】

- 水上設置遊具を運営している事業者へのヒアリング（対面・オンライン）により、ガイドラインに記載の「安全点検チェックリスト」に対しての取組状況調査を行った。

【調査結果】

- ガイドラインを参考に、独自のチェックリストを作成し、運営開始前や運営中、運営後に確認している。
- 「天候の確認」については、常時行っており、気象情報やレーダー等を確認するほか、海上設置の場合は、海に詳しい関係者（漁師等）と連携し、天気や波の急変にも備えている。なお、天候に関する遊具撤収や運営中止等の具体的な基準を設けていても、数値だけで判断せず、複合的な要素を鑑みて、撤収や運営中止等の判断を行っている。
- 「遊具についての安全確認」についても、日光で遊具が熱くなった際には適宜水をかけるほか、利用者が少ない時にはフジツボを擦り取るなど、点検時に限らずに、適宜対応している事項もある。

【評価】

- 運営事業者は、チェックリストを用いて安全点検を行っている。
- また、チェックリストによる安全点検時以外にも、天候や遊具の変化には随時対応している。

2.2 調査結果（１）フォローアップの実施

2.2.2 各事業者が取組みを実施する上での課題の分類、改善策につながる手がかりの特定

【調査内容】

- 水上設置遊具を運営・提供している事業者へのヒアリング（対面・オンライン）により、ガイドラインへの取組状況調査を行った。
- 運営事業者における、取組みを実施する上での課題、及びそこから示唆される改善策のてがかりは下表のとおり。

【調査結果】

取組みを実施する上での課題分類	課題の内容	示唆される改善策のてがかり
ガイドラインの表現が曖昧	• 基本的に「～望ましい」こととして書かれており、曖昧。 • もう少し強制力のある言葉に変更し、業界の安全性を高めたい。	「～望ましい」の表記の変更（より強制力のある言葉への変更）
マニュアルの提供	• 提供事業者から取扱マニュアル等の提供がない事業者が半数程度あった。	提供事業者から取扱マニュアル等の提供がない場合、運営事業者はどのように対応すべきか。
設置場所による違い	• 設置場所（海orプール、水深など）により、設置方法や運営方法が異なり一律ではない。 • 本来提供事業者から説明されるべきだがそれが無い。	ガイドラインや補足資料に、設置場所別の例を紹介し、補足する。
ガイドラインの周知	• ガイドラインの存在を知らない運営事業者がいた。 • 事業開始前にガイドラインを知ることができていない。	周知方法の改善（ガイドラインの更なる周知を図る方法、事業開始前にガイドラインを知らせる方法）

2.2 調査結果（１）フォローアップの実施

2.2.3 ガイドラインに反映すべき課題・改善策の選定

【調査内容】

- 有識者による検討会を実施し、ガイドラインに反映すべき課題・改善策の選定を行った。
- ガイドラインに反映すべき課題・改善策の内容は下表のとおり。

【結果】

示唆される改善策のてがかり	論点のポイント	有識者からの意見	ガイドライン改善の方向性
「～望ましい」の表記の変更（より強制力のある言葉への変更）	「～望ましい」の表記を変更する必要があるか。 - 変更する場合の表記や変更箇所	- 設置する場所により運営方法が異なるため一律にはできない。補足資料で補足できないか。 - 一部箇所は「努めるべき」という表現に変更する必要がある。	- ガイドラインで「～望ましい」の表記は40箇所以上あるが、一律の変更ではなく各箇所検討する必要がある。 - 拙速に進めることではないため今回は変更しないが、今後検討すべき事項。
提供事業者から取扱いマニュアル等の提供がない場合の運営事業者の対応	遊具の取扱いマニュアル等の提供がない場合の対応をどの様にするか。（ガイドライン上では「使用しないことが望ましい」）	取扱いマニュアル等が無い遊具は、やはり安全面から使用すべきではない。やむを得ず使用する場合には、運営事業者の責任で、マニュアルを作成した上で使用すべき。	ガイドライン上では変更は行わないが、補足資料にて左記内容を記載し、安全な運営を促す。
設置場所別の設置例紹介	設置場所（海上orプール等）別に設置例を紹介すべきか。	設置方法は個性が高く、設置例を記載することで誤解を招く恐れもある。	補足資料の「設置方法」において、事前に提供事業者と設置場所を検討したうえで、適切な方法で設置するように記載する。
周知方法の改善（ガイドラインの更なる周知、事業開始前にガイドラインを知らせる方法）	- ガイドラインの更なる周知を図るための方法 - 提供事業者や業界団体から周知を図れるか。	- 提供事業者から周知を図るべき。 - 利用者にもガイドラインの周知を図り、利用者側のリテラシーを高めることも必要。	ガイドラインの周知徹底を図る。（詳細は後述「2.4.3周知方法の改善」参照）

2.3 調査結果（２）事例収集、周知資料の作成

2.3.1 事例収集

- 水上設置遊具を運営・提供している事業者へのヒアリング（対面・オンライン）により、運営上の事故等・ヒヤリハット事例、ガイドラインにはない独自の安全に関する取組みの事例収集を行った。
- 得られた事例の内容は下表のとおり。

【運営上の事故等・ヒヤリハット事例】

事故等・ヒヤリハット事例	内容
フジツボによる切り傷	海上設置の場合、遊具の下にフジツボ等の貝が付着することが多い。利用者が遊具の下に手を入れた場合、フジツボ等で手を切る恐れがある。
脱臼	普段運動をしていない大人を中心に、雲梯等の遊具にぶら下がり続けると脱臼を起こすことがある。
危険行為による骨折	利用者が、禁止行為を守らず、遊具から水中に飛び込んだことで骨折をした事例が数件あった。
クラゲ等の水生生物によるケガ等	温暖化の影響で以前よりも海水温度が上がり、クラゲ等の危険な水生生物が関東付近でもみられる。
乗り物酔い	海上設置の場合、波で遊具が小刻みに揺れることにより、乗り物酔いする場合がある。

【安全に関する取組みの好事例】

好事例	内容
フジツボ除去・清掃	利用者のケガの防止や遊具破損の防止という観点で、フジツボの清掃、除去を定期的に行っている。
準備運動	普段運動していない大人によるケガがあるため、利用前に準備体操をするよう注意喚起したり、準備体操を一緒に行うなど、準備運動の促進に取り組んでいる。
遊具の熱冷まし	暑い日には、海水をバケツやポンプで遊具にかけ、遊具が熱くなることによる火傷を防止している。
熱中症対策	利用者への水分補給の声かけや浜辺へのアイスバスの設置、受付でのドリンク販売等、熱中症に関する取組みを実施している。

2.3 調査結果（２）事例収集、周知資料の作成

2.3.2 課題抽出・分析

- 前頁の事例を踏まえ、ガイドラインに関する課題（過不足等）を抽出・分析した。
- その内容を踏まえ、有識者による検討会で、ガイドラインの改善に向けた対応を検討した。

【結果】

事故等・ヒヤリハット事例	対応策（好事例）	ガイドライン改善の方向性
フジツボによる切り傷	フジツボの除去・清掃	・ガイドラインに記載はしないものの、他の運営事業者にも共有されるべき事例である。 ・補足資料に事例として紹介する。
脱臼	準備運動の促進	
危険行為による骨折	利用者への注意喚起の分かりやすい伝達、英語等での外国語での資料作成	
クラゲ等の水生生物によるケガ等	危険性の認知、運営マニュアルへの対処法の記載、クラゲ防止ネットの設置	
乗り物酔い	浜辺での休息	
熱中症	熱中症対策（水分補給等の呼びかけ、運営マニュアルへの対処法の記載等）	

2.3 調査結果（２）事例収集、周知資料の作成

2.3.3 周知資料の作成

- 他の事業者へ共有すべき取組みを含む、ガイドラインの要点をまとめた視認性の高い周知資料を作成した。

【周知資料】

<表面>



<裏面>



2.4 調査結果（３）ガイドラインの改善策の検討

2.4.1 ガイドラインの修正の検討

- 有識者による検討会を実施し、ガイドラインの修正の必要性や具体的な修正内容を検討した。
- 議事内容および結果は下表のとおり。

【議事内容・結果】

議題	有識者からの意見	結果
・ガイドラインにおける文章表現の修正の必要性、具体箇所	・設置する場所により運営方法が異なるため一律にはできない。補足資料で補足できないか。 ・一部箇所は「努めるべき」という表現に変更する必要がある。	・ガイドラインで「～望ましい」の表記は40箇所以上あるが、一律の変更ではなく各箇所検討する必要がある。 ・拙速に進めることではないため今回は変更しないが、今後検討すべき事項。
・追加事項に関する記載内容 ・数値の例示の追加 ・数値の根拠 ・具体例の追加 ・水生生物の関する記載 ・海外の事例、海外規格のURL	・具体的な数値や具体例については、事例として紹介できる。 ・風速に関する数値は、水上設置遊具に限定すれば国内外で現状では根拠はなく（エア遊具の根拠を踏まえた経験値）、示すのは難しい。 ・設置方法は、設置場所の条件により異なるため、各自提供事業者を確認する必要がある。	・ガイドラインへの追記・変更ではなく、補足資料（ガイドラインの内容を理解しやすい説明資料）で対応する。
・変更事項に関する記載内容 ・プロトタイプの説明 ・水中監視カメラ ・提供事業者からのマニュアル提供	・水中監視カメラは、安全管理のツールの１つとして有効。 ・取扱いマニュアルがない遊具は、使用するべきではない。ただ、使用がやむを得ない場合は、運営事業者の責任で、マニュアルを作成したうえで運営する。	
・その他、好事例等の記載内容	・共有すべき良い事例であり、補足資料で紹介する。	

2.4 調査結果（３）ガイドラインの改善策の検討

2.4.2 補足資料の作成

- 有識者による検討会を実施し、補足資料（ガイドラインの内容を理解しやすい説明資料）を作成した。

【補足資料】

<Q&A>

項目	内容
フロートタイプ	フロート（浮島）タイプの説明
遊具設置方法	・遊具は設置場所の条件により異なるため、事前に提供事業者との検討が必要 ・遊具の取扱いマニュアル等に基づいて設定する
海外の安全基準	ガイドライン内に記載の海外の安全基準のURL
持込み禁止アイテム	持込み禁止アイテムの具体例
マニュアルがない遊具の扱い	・取扱いマニュアル等の付属がない遊具を購入した場合の対応
スタッフ配置人数	業務スタッフの配置と役割の一例
水中カメラ類	水中カメラ類の有効性の説明
遊具についての安全確認に関して	海上での設置の場合、遊具へのフジツボの付着の確認
利用条件	利用条件の一例
禁止行為	禁止行為の一例
海外の取組事例	海外の取組事例の紹介

<好事例>

項目	内容
遊具の保守に関する好事例	・フジツボ等の清掃・除去
遊具損壊・遊具の紛失に備えた好事例	・荒天時に備えた段階的な遊具撤収について ・撤収しやすい遊具の選定・設置方法 ・遊具への連絡先記入
事故やケガ等の防止に関する好事例	・注意事項を利用者に分かりやすく伝達 ・準備運動の実施・促進 ・ヤケド対策 ・熱中症対策 ・海洋生物・水生生物対策 ・フジツボ等の清掃・除去
事故やケガ等の対応に関する好事例	・事故やケガ等発生時の対応策の定めと周知 ・応急処置に関するスタッフ研修 ・乗り物酔い対策

2.4 調査結果（３）ガイドラインの改善策の検討

2.4.3 周知方法の改善

- 有識者による検討会を実施し、ガイドラインの周知徹底を図るための、周知方法の改善策を検討した。
- ガイドラインの周知方法の改善に向けた議事結果は下表の通り。

【議事内容・結果】

議事項目	議事内容	結果
提供事業者からの周知	• 遊具の提供事業者から、遊具の取扱いマニュアル等とともに、ガイドラインを提供する。 • 海外（中国の工場等）から直接購入する場合もあるため、海外の提供事業者をどうするか。	• 提供事業者からの周知を図るべき。 • 海外のメーカー（工場）に関しては、製造受託等で国内の提供事業者と繋がりがあることが考えられるため、まずは国内の提供事業者への周知から始める。
業界団体からの周知	• 沖縄にはマリンアクティビティ関連の団体があり、その様な団体から周知を図れるのではないか。 • 運営事業者に広く周知するために、どの様な団体にガイドラインに関する連絡をすべきか。	• 水上設置遊具に特化した団体は、現状は存在しない。 • 運営事業者が中心になった業界団体や協議会が設立されると良い。
利用者向けの周知	• 利用者向けにもガイドラインを周知すべきか。 • 周知する場合、どの様な方法が考えられるか。	• 今回作成した周知資料を、経産省HPに掲載するなど、利用者も含めて広く周知されるよう活用する。

付録1 補足資料

水上設置遊具の安全に関するガイドライン 補足資料

目次

はじめに	3
1. Q&A	4
(1) 設置	4
①「フロート（浮島）」タイプはどのようなものですか？	4
②遊具はどのような方法で設置すればいいですか？	4
(2) 運営	4
①「海外の安全基準」の取り寄せ方法を教えてください。	4
②「持込み禁止アイテム」とは具体的にどのようなものですか？	5
③遊具提供事業者から、取扱マニュアル等が提供されなかったのですが、 使用してはいけませんか？	5
④「安全管理に必要な人員」とは、具体的に何名ですか？	6
⑤「水中監視カメラ、水中ドローン」は導入が必要ですか？	7
⑥安全点検チェックリストの例に記載の「遊具についての安全確認」で 例として記載されていることの他に確認すべきことはありますか？	7
⑦「利用者条件」はどのように設定すれば良いですか？	8
⑧「禁止行為」はどのように設定すれば良いですか？	9
⑨水上設置遊具に関して、海外の取組事例を教えてください。	9
2. 事例紹介	10
(1) 遊具の設置や保管	10
1. 遊具の保守に関する好事例	10
①フジツボ等の清掃・除去【海上設置】	10
2. 遊具損壊・遊具の紛失に備えた好事例	10
①荒天時に備えた段階的な遊具撤収	10
②撤収しやすい遊具の選定・設置方法	10
③遊具への連絡先記入	11
(2) 運営関連	11
1. 事故やケガ等の防止に関する好事例	11
①注意事項を利用者に分かりやすく伝達	11
②準備運動の実施・促進	11
③ヤケド対策	11
④熱中症対策	12
⑤海洋生物・水生生物対策【海上設置】	12
⑥フジツボ等の清掃・除去【海上設置】※再掲	12

2. 事故やケガ等の対応に関する好事例.....	13
①事故やケガ等発生時の対応策の定めと周知	13
②応急処置に関するスタッフ研修.....	13
③乗り物酔い対策【海上設置】	13

はじめに

本資料は、経済産業省が令和2年12月に策定した「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」の内容について、事業者の皆様に、より理解したうえでご活用頂くことを目的として作成したものです。

ガイドライン記載内容のなかでも、事業者として対応に判断の難しい点についての「Q&A」、運営事業者が実際に取り組んでいる安全対策等の「事例紹介」の2点で構成されています。日々の安全な運営のためにお役立てください。

1. Q&A

(1) 設置

ガイドラインP2

① 「フロート（浮島）タイプ」はどのようなものですか？

ガイドライン（p2,3）では、『浮力を有する発泡材（ポリエチレンフォーム等）で作られたマット形状の水上設置遊具で、軽量で持ち運びが容易であること及びエア遊具タイプに比べ価格も安価であるという特徴を有する。プール等に浮かべて遊具として使用されたり、また、ヨガマット等にも使用されたりする等、様々な用途として使用されている（製品の寸法例としては、幅1m、長さ1m～2m、厚さ約50mm～100mmのものがある）。』と記載されています。空気を充填せずアンカー等を使用して水上に設置することが多く、エア遊具タイプ同様に水面を覆うため、遊具の下へ潜り込むリスクがあります。

ガイドラインP5

② 遊具はどのような方法で設置すればいいですか？

遊具の種類や場所等によって設置方法は異なります。まずは設置場所が遊具の設置に適しているか必ず事前に提供事業者と検討するとともに、安全に運営できる条件のもと、設置してください。また、基本的には、提供事業者から提供される取扱マニュアル等に基づいて設置してください。同じ製品でも設置する場所によって適切な設置方法が異なる場合があるため、設置に関する不明点があれば、提供事業者にお問い合わせを確認してください。

(2) 運営

ガイドラインP5

① 「海外の安全基準」の取り寄せ方法を教えてください。

ガイドラインでは以下の3つの安全基準（規格）を紹介しています。

※いずれもエア遊具に関するもので「水上設置遊具」に限定した規格ではありません。

それぞれオンラインで購入できます。

- エア遊具等に関するASTM（世界最大級の民間規格制定機関）規格
ASTM F2374-22 「Standard Practice for Design, Manufacture, Operation, and Maintenance of Inflatable Amusement Devices」
<https://www.astm.org/f2374-22.html>
- エア遊具等に関する欧州規格
UNE EN 14960-1:2019 「Inflatable play equipment - Part 1: Safety requirements and test methods」
<https://www.en-standard.eu/une-en-14960-1-2019-inflatable-play-equipment-part-1-safety-requirements-and-test-methods/>

- エア遊具等に関するオーストラリア規格
AS 3533.4.5:2017「Amusement rides and devices, Part 4.5: Specific requirements — Waterborne inflatables」
https://store.standards.org.au/product/as-3533-4-5-2017?utm_source=standards.org.au&utm_medium=referral&utm_campaign=standards-catalogue

ガイドラインP4,6

② 「持込み禁止アイテム」とは具体的にどのようなものですか？

アクセサリ類や鋭利な物など、遊具を破損させる恐れや、ケガにつながる可能性のあるものが該当します。ただ、これら以外にもスマートフォンやサングラス等の持ち込みを禁止している事業者の例も見られます。本資料P9の「禁止事項」〈物品の持込み〉も参考にしてください。

具体例) ネックレス、ピアス、時計、鍵、自撮り棒、フィン、等。

ガイドラインP5

③ 遊具提供事業者から、取扱マニュアル等が提供されなかったのですが、使用してはいけませんか？

基本的には、製造物責任法（PL法）の観点からも、取扱マニュアルが付属する遊具の設置が望ましいです。購入時にマニュアル提供有無を確認しましょう。購入後に提供事業者から取扱マニュアル等の提供がなかった場合には、まずは提供事業者に対して取扱マニュアル等の提供を求めてください。それでも提供されない場合には、安全上は使用しないことが望ましいですが、やむを得ず使用する場合には、運営事業者の責任で、製品の特性を踏まえて安全に運営できるよう、設置場所、設置及び撤去方法、最大利用者数、安全管理体制、事故対応方法等を定めたマニュアルを作成したうえで、使用するようにしてください。

④ 「安全管理に必要な人員」とは、具体的に何名ですか？

遊具の設置場所や遊具の大きさ、どのような遊具を組み合わせているかにもよりますが、死角が生じないように、また、事故等が発生した際には迅速に対応できる人数を配置するようにしてください。

また、その日の想定利用者数により配置人数を変える事業者も見られますが、その場合は利用者10名～15名につきスタッフを1名配置しているケースが多いようです。

以下は、最大利用人数150名程度の遊具設置施設を想定した、業務スタッフの配置と役割です。参考にしてください。

〈業務スタッフの配置と役割の例〉

安全管理責任者（1名）	利用者への利用前の注意事項の伝達、天候等による中止・中断や遊具撤収の判断、緊急時の指揮、スタッフの管理、全体統括、等。
受付（2名）	利用者の受付、利用規約・注意事項の確認、急病人等への対応、等。
陸上での監視（3名）	〈利用前〉 ライフジャケットの配布・着用確認、利用者への準備運動の促進、等。 〈利用中〉 目視又は双眼鏡等を使用しての遊具及び遊具周辺の監視（特に、遊具上の監視スタッフの死角になりやすいポイント）、危険行為を予期・見つけた際の注意（拡声器等を使用）、救命用ボート等での救助、等。
遊具上での監視（7名）	〈利用前〉 遊具及び遊具周辺の点検、フジツボ等の除去、等。 〈利用中〉 監視、利用者への注意事項の呼びかけ、落水者の遊具への再搭乗のサポート、危険行為を予期・見つけた際の注意、遊具への水かけ（遊具の熱冷まし）、負傷者・急病人の発見及び浜辺へのアテンド、等。

なお、遊具上の監視については、各スタッフが固定のポイントに張り付いて監視する方法と、遊具上を周遊しながら監視する方法、又は両者を併用して監視する方法があります。

スライダーや高さのある遊具については、接触事故が起こりやすいため、固定で監視するスタッフを配置し、一人ずつ滑らせたり登らせるようにすることも考えられます。

⑤ 「水中監視カメラ、水中ドローン」は導入が必要ですか？

水上設置遊具で特に危険な行為である“遊具の下への潜り込み”を監視し、防止するという点でも効果があり、安全管理のツールの一つとして有効な手段です。ただ、費用面などから導入が難しい場合には、十分な監視スタッフを配置するなどして事故を防ぐように努めてください。

⑥ 安全点検チェックリストの例に記載の「遊具についての安全確認」で例として記載されていることの他に確認すべきことはありますか？

海上での設置の場合、遊具にフジツボが付着することがあります。フジツボは遊具の破損や利用者のケガにつながる恐れがあるため、こまめに確認するようにしましょう。手で遊具を触りながら確認すると発見しやすいですが、手を切る恐れがあるため、軍手などを着用した上で確認するようにしましょう。

⑦ 「利用者条件」はどの様に設定すれば良いですか？

利用者の利用条件は、製品（遊具）の取扱説明書や運営マニュアル等を参考に、施設の設置場所（海上orプール、水深など）、遊具の種類等に合わせて設定してください。

以下は、設置方法の一例です。参考にしてください。

〈年齢関係〉

- 3歳未満は利用不可
- 小学生未満は利用不可
- 80歳以上は利用不可

〈保護者同伴関係〉

- 小学生未満のこどもは大人の同伴が必要
- 12歳未満は保護者の同伴が必要（成人の保護者1名につき2名まで）
- 中学生のみの利用は保護者の同意署名が必要

〈身長関係〉

- 身長110cm未満は利用不可
- 190cm以上は利用不可

〈体重関係〉

- 100kg以上は利用不可
- 120kg以上は利用不可

〈体調・身体関係〉

- お酒を飲まれた方は利用不可
- 妊娠中の方は利用不可
- 薬物を服用した方は利用不可（酔い止めは可能）
- 健康状態に問題のある方は利用不可
- てんかん発作を起こした事がある方は利用不可
- 首、背中、腰など身体に障害のある方は利用不可

〈タトゥー関係〉

- 入墨・タトゥー（シール含む）をされた方の利用不可
- タトゥーが見える方は利用不可

〈ネイル関係〉

- 爪の長い方は入場不可（その場で切って頂くか、手袋を着用）
- ネイル、爪の長い方は入場をお断りする場合がある

〈泳力関係〉

- 自己遊泳できない方の利用不可
- 25m以上の泳げない方の利用不可

⑧ 「禁止行為」はどの様に設定すれば良いですか？

利用者の禁止行為は、製品（遊具）の取扱説明書や運営マニュアル等を参考に、施設の設置場所（海上orプール、水深など）、遊具の種類等に合わせて設定してください。

以下は、設置方法の一例です。参考にしてください。

〈遊び方〉

- 潜り込み禁止、潜り抜け禁止
- 飛び込み禁止
- 故意に揺らす行為の禁止
- 危険な行為、周囲の迷惑になる行為の禁止
- なるべく密集を避ける
- 雲梯やスライダー等の遊具は一方通行とし、逆走禁止
- 危険な姿勢でのスライダー利用の禁止

〈ライフジャケット〉

- ライフジャケットは必ず施設指定のものを、正しく着用する

〈物品の持ち込み〉

- 基本的には全て持ち込み不可（眼鏡は、眼鏡バンド付であれば持ち込み可）
- 鋭利なものの持ち込み不可
- アクセサリー類（時計含む）の持ち込み不可
- 危険物の持ち込み不可
- スマホやカメラ類の持ち込み不可
- マリンシューズやビーチサンダル等の持ち込み不可

⑨ 水上設置遊具に関して、海外の取組事例を教えてください。

オーストラリアの遊具提供事業者Aflex社によると、利用上のルールをイラストで示したサイン（Rules of Play Sign）を利用者向けに掲示し、利用前にルールを分かりやすく伝えることで、利用者側もポジティブに遊べる事が分かっています。

水難事故防止に取り組む、オーストラリアのロイヤルライフセービング協会によると、こどもの水難事故の原因の多くは、保護者の監督不足によるものとなっており、同協会では〈Keep Watch〉プログラムを提供し、保護者の意識啓発を図っています。〈Keep Watch〉プログラムでは、「保護者の監督」「子どもへの利用制限」「子どもへの危険性や有事の対応策の教授」「保護者の緊急時対応」の4つの項目を設け、水難事故防止の取組みを紹介しています。

（参考）Royal Life Saving 「The Royal Life Saving Report - Analysis of unintentional drowning in Australia 2002-2022」

<https://www.royallifesaving.com.au/research-and-policy/drowning-research/analysis-of-unintentional-drowning-in-australia-2002-2022>

（参考）Royal Life Saving 「Keep Watch」

<https://www.royallifesaving.com.au/about/campaigns-and-programs/keep-watch>

2. 事例紹介

(1) 遊具の設置や保管

1. 遊具の保守に関する好事例

① フジツボ等の清掃・除去【海上設置】

海上に設置する場合、遊具にフジツボ等の貝類が付着することがあります。フジツボは、成長する程除去しにくくなり、鋭利になるため遊具の破損やケガ（切り傷）につながりかねません。

その対策として、遊具上のスタッフが軍手等を着用し、遊具の下に付着したフジツボ等を定期的に擦り取り、フジツボ等による遊具破損やケガを防止している事業者もいます。

また、大きくなったフジツボは除去が難しく、無理やり剥がすと遊具を破損することもあります。一部の遊具提供事業者では、フジツボ等の清掃代行も行っており、フジツボ等の清掃・除去の知見がある人に依頼する運営事業者もいます。

2. 遊具損壊・遊具の紛失に備えた好事例

① 荒天時に備えた段階的な遊具撤収

台風や荒天等、遊具が流されたり飛ばされたりする可能性が予見できた際には、遊具を事前に撤収することで、遊具の損壊や紛失を防止できます。

エア遊具においては、状況に応じて段階的に撤収する運営事業者もいます。

以下は、対応の一例です。

- ・ 風の影響を受けやすい、高さのあるパーツのみエアを抜く（水上に設置したまま）
- ・ 軽く、流されたり飛ばされたりしやすい小さいパーツのみ撤収する
- ・ エアを入れたまま陸上にロープで固定する
- ・ エアを入れたまま一時保管場所（風の影響を受けにくい屋内等）に保管する
- ・ エアを抜いて一時保管場所（風の影響を受けにくい屋内等）に保管する

② 撤収しやすい遊具の選定・設置方法

遊具を撤収する際の所要時間は、遊具の仕様や設置方法によって短縮できることがあります。

特にエア遊具に関しては、パーツ同士をつなぎ合わせて構成することが多く、撤収に時間がかかりやすいです。一方で、荒天時に備えた遊具撤収は素早く行うことが求められるため、撤収しやすい遊具を選んだり、迅速に撤収でき、且

つ安全な設置方法を採用している運営事業者もいます。
また、定期的に撤収の訓練を行うことで、遊具の撤収時間の短縮を実現している運営事業者もいます。

③ 遊具への連絡先記入

万が一遊具が紛失した際に備えて、遊具の各パーツに、運営事業者の名前や連絡先（電話番号）を記入している事業者もいます。

基本的には、遊具運営時には天候などを随時確認し、波や風で遊具が飛ばされないよう、必要に応じて事前に撤去することが望ましいですが、天候急変や地震発生など、予測できない高波等で遊具が流された・飛ばされた場合に、連絡先が記入されていると、迅速な回収につながる可能性が高まります。

（２）運営関連

1. 事故やケガ等の防止に関する好事例

① 注意事項を利用者に分かりやすく伝達

利用者に安全に利用してもらうためには、受付・申込時に利用者に読んでもらう利用規約や注意事項だけでなく、利用前にしっかりと口頭で説明することが大切です。利用開始の10分～15分前に利用者を集め、改めて注意事項や禁止事項を伝える際に、特に注意して利用すべきポイントや、過去のケガの事例等、利用者の意識啓発に努める事業者もいます。

なお、水上設置遊具は外国人の利用も少なくありません。日本語が分からない外国人に安全な利用を促すためにも、英語のほか利用者に応じた外国語、またイラストを活用した禁止事項のリストを作成しましょう。

② 準備運動の実施・促進

特に、普段運動していない大人の場合、急に激しい動きをするとねん挫などのケガをする可能性があります。そのため、利用前に準備運動の時間を設けて各自で身体をほぐしてもらう、もしくはスタッフが利用者を集めて一緒に準備運動をすることで、ケガを予防している運営事業者もいます。

③ ヤケド対策

暑い日には、遊具が熱でとても熱くなることがあります。遊具上の監視スタッフが、運営中にバケツ等で適宜水をかけ、利用者の火傷を予防するなどしている運営事業者も見られます。

④ 熱中症対策

海やプール等でも熱中症は起こりえます。水上設置遊具には日陰もないことから、熱中症予防も運営事業者にとって対策の必要は大きいと言えます。水分補給や早めの休息を利用者に呼びかけている運営事業者も多くいます。

また、遊具の運営マニュアル内に、熱中症の症状やその対応等について記載することでスタッフの意識を高めているケースも見られます。

(参考) 環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness.php>

⑤ 海洋生物・水生生物対策【海上設置】

クラゲやカツオノエボシ、ヒョウモンダコ等、以前は沖縄などの南の地域でしか見られなかった様な海洋生物・水生生物が、関東付近でも見られるようになって来ています。

中には毒を持つ危険生物もいるため、利用者への注意喚起や、利用者がそうした危険生物に刺された時の対策を講じることが、安全な運営につながります。

運営マニュアルに、海洋危険生物の種類や、刺された際の症状及びその処置等について記載している運営事業者もいます。

また、クラゲ防止ネット等を活用し、遊具周辺への海洋危険生物の侵入を防ぐ事業者もいます。

(参考) 沖縄県「海のキケン生物！！」

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/petgaiju/1018721/1005068/1005069.html>

⑥ フジツボ等の清掃・除去【海上設置】※再掲

海上に設置する場合、遊具にフジツボ等の貝類が付着することがあります。フジツボは、成長する程除去しにくくなり、鋭利になるため遊具の破損やケガ（切り傷）につながる可能性があります。

その対策として、遊具上のスタッフが軍手等を着用し、遊具の下に付着したフジツボ等を定期的に擦り取り、フジツボ等による遊具破損やケガを防止している事業者もいます。

また、大きくなったフジツボは除去が難しく、無理やり剥がすと遊具を破損することもあります。一部の遊具提供事業者では、フジツボ等の清掃代行も行っており、フジツボ等の清掃・除去の知見がある人に依頼する運営事業者もいます。

2. 事故やケガ等の対応に関する好事例

① 事故やケガ等発生時の対応策の定めと周知

運営マニュアル等で、事故やケガ等、緊急時の対応策を定め、業務スタッフに周知させることが重要です。中には、定期的に想定訓練を実施している運営事業者もいます。

基本的には安全管理責任者が対応を判断しますが、緊急時のフローチャートを作成して業務スタッフにも共有し、緊急時に備えている運営事業者もいます。作成にあたっては、以下のハンドブック等、フローチャートのご参考にしてください。

（参考）独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック／スポーツ事故対応ハンドブック」

https://www.jpnssport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

② 応急処置に関するスタッフ研修

安全管理責任者はもちろん、業務スタッフも基本的な応急処置を知っておくと傷病者への迅速な対応につながります。

そのため運営マニュアル等に主要なケガ等への応急処置の方法を記載したり、業務スタッフを対象とした研修の実施等を行っている運営事業者もいます。

なお、日本赤十字社等では、救急法や水上安全法などの講習を実施しています。

③ 乗り物酔い対策【海上設置】

波の大きさによっては、遊具上で遊んでいると乗り物酔いする利用者が発生する可能性があります。

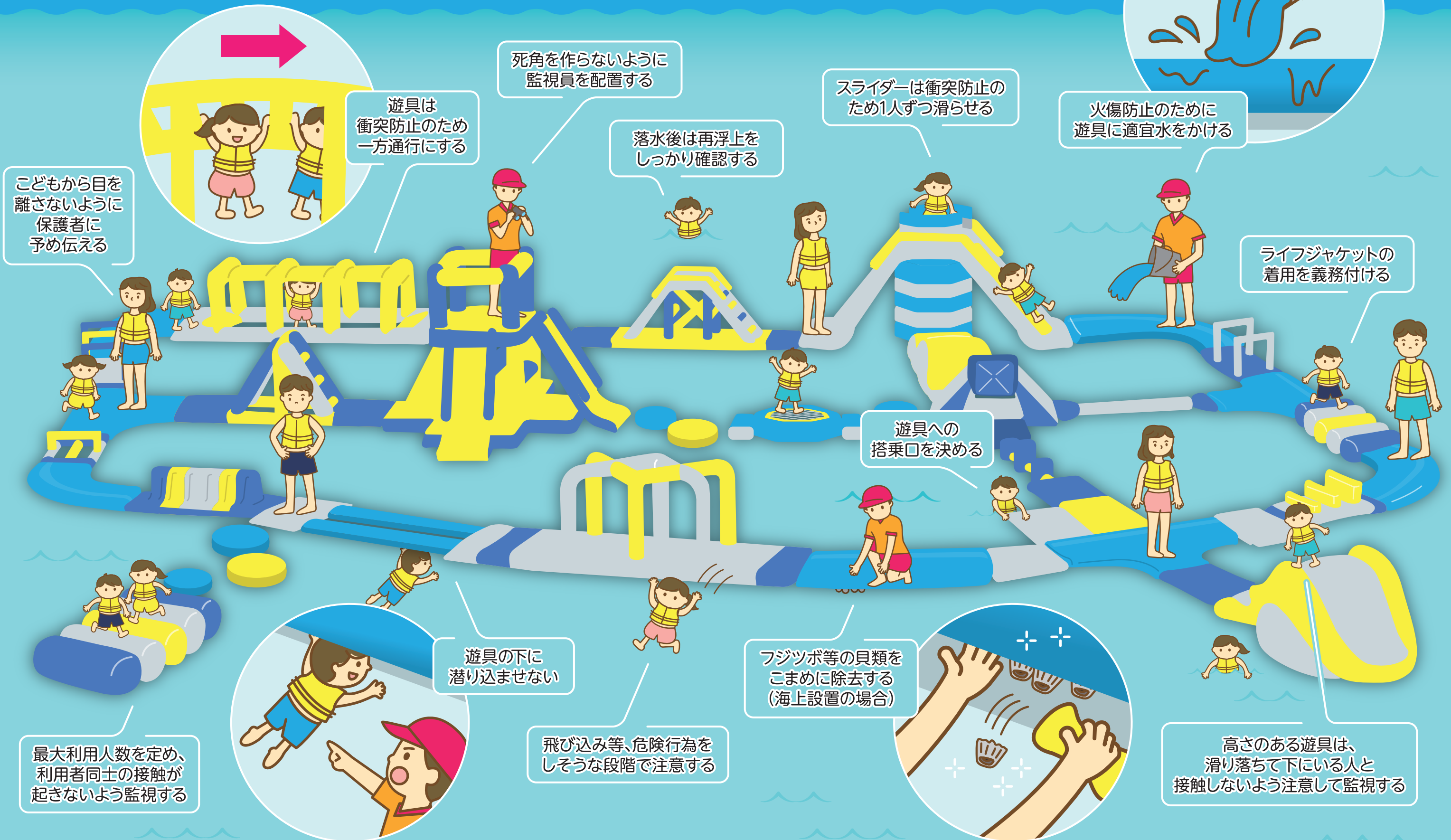
そうした際には、遊具から降ろして、浜辺の日除けできる場所で安静にさせている事業者もいます。

ただし、安全管理の観点から、日常的に波が大きい場所への設置は望まれません。また、波が穏やかな場所であっても、気象情報等を常に確認し、危険な波高が予測された際には速やかに運営を中止してください。

付録2 周知資料

水上設置遊具を運営する皆さまへ

水上設置遊具の安全に関するガイドライン (抜粋版)



遊具の設置に関する留意事項

■ 設置前の各所への相談



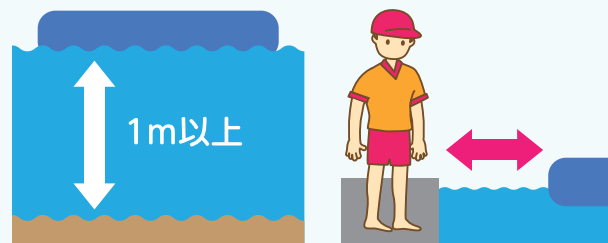
設置にあたっては、自治体、漁協、海上保安庁等、関係機関に連絡し、許可を得たうえで設置する。

■ 安全な遊具の選定



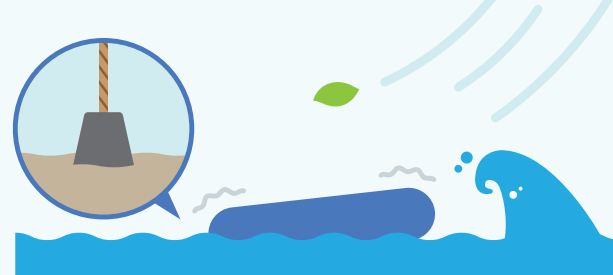
安全度の高い設計の遊具を選定する。取扱マニュアル等が付されていない遊具については使用しない。

■ 安全な場所への設置



遊具の提供事業者、事前に設置場所を相談するとともに、転倒時のケガ防止のため、海であれば干潮時でも水深1m以上、プールであればプールサイドから離れた場所に設置する。

■ 遊具の確実な設置



風や波で遊具が流される可能性があるため、アンカーや土のう等で、遊具が流されないように確実に設置する。

遊具の安全な運営に関する留意事項

■ 運営、安全管理マニュアルの作成



設置場所の特性などに合わせた運営、安全管理マニュアルを作成し、スタッフにその内容をレクチャーする。

■ チェックリストを基にした安全点検



安全点検チェックリストを作成し、運営前、運営中、運営後等、日常的に点検する。

■ 悪天候時の運営中止・遊具撤収



悪天候が予測される際には、予め運営を中止する。特に台風時には、遊具が流されたり、飛ばされないよう撤収する。

■ 利用時の注意事項の伝達



利用前に、利用者に対して利用時の注意事項を確実に伝える。

事故対応

■ 緊急時の連絡体制の構築



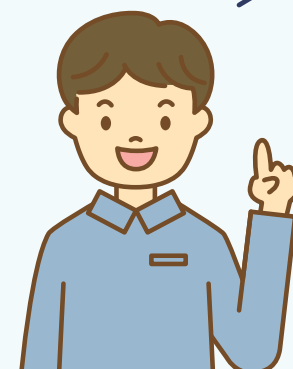
事故や急病人発生時等、緊急時の連絡体制を予め構築する。

■ 事故後の関係先への報告



事故発生後は、警察・救急への通報といった初動対応が終わり次第、自治体・消費者庁・経済産業省・所管省庁へ報告する。

遊具の適切な遊び方・注意事項・禁止事項を正しく理解して、安全に管理しましょう！



本ガイドラインに関する問合せ先

経済産業省 消費・流通政策課

電話番号 03-3501-1511

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/guideline_suijou.html

本ガイドラインはこちら!!

